

騒音規制法	振動規制法
<p>1 金属加工機械</p> <p>イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ロ 製管機械</p> <p>ハ ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</p> <p>ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）</p> <p>ヘ セン断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ト 鍛造機</p> <p>チ ワイヤフォーミングマシン</p> <p>リ プラスト（タンブラスト以外ののものであつて、密閉式のものを除く。）</p> <p>ヌ タンブラー</p> <p>ル 切断機（といしを用いるものに限る。）</p> <p>2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>4 織機（原動機を用いるものに限る。）</p> <p>5 建設用資材製造機械</p> <p>イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）</p> <p>ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）</p> <p>6 穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>7 木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー</p> <p>ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ハ 碎木機</p> <p>ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ヘ かなな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）</p> <p>8 抄紙機</p> <p>9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）</p> <p>10 合成樹脂用射出成形機</p> <p>11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）</p>	<p>1 金属加工機械</p> <p>イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</p> <p>ロ 機械プレス</p> <p>ハ セン断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ニ 鍛造機</p> <p>ホ ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>2 圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>4 織機（原動機を用いるものに限る。）</p> <p>5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）</p> <p>6 木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー</p> <p>ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）</p> <p>7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）</p> <p>8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）</p> <p>9 合成樹脂用射出成形機</p> <p>10 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）</p>